

## 鹿児島工業高等専門学校における特別学習要項

### (目的)

第1条 本要項は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における未修得単位科目における学生の学力向上を目的として実施する特別学習について定める。

### (実施対象)

第2条 特別学習の実施対象となる科目は次の各号のとおりとする。

- (1) 当該年度前学期に開講される科目のうち、成績評価が「不可」と判定された者がある必修科目及び4年生以下のA群科目
  - (2) 当該年度学年末において、成績評価が「不可」と判定された者がある必修科目及び4年生以下のA群科目
  - (3) 前号に該当することが進級判定会議又は卒業判定会議前に判明した科目
- 2 前項の規定にかかわらず、鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則（以下「規則」という。）第16条第2項に規定する再試験を行わなくてもよい科目及び規則第20条第2項に規定する再認定試験を行わなくてもよい科目は、特別学習の実施対象としない。

### (実施期間)

第3条 特別学習は、次の各号の時期に設定するものとする。ただし、指定された日程で実施することが適当でない場合又は科目担当者が実施できない場合は、対象学生と調整の上、別日程で実施することができる。

- (1) 夏季休業期間中の5日間
- (2) 春季休業期間中の5日間

### (実施方法)

第4条 科目担当者は、特別学習に関する計画書を教務主事に提出し、対面、オンライン又は課題等の方法により実施するものとする。

ただし、当該学期にて開講される必修科目において、履修者総数の20%以上が成績評価「不可」と判定された場合は、原則として対面にて実施しなければならない。

- 2 特別学習に関する実施計画は、補習・解説（対面、オンライン、オンデマンド等）と演習、課題等で構成する。
- 3 1科目当たり600分程度の特別学習を行うこととし、科目担当者は、学習実績を把握しなければならない。

(各種試験等の関係)

第5条 第2条で規定する実施対象科目に対して実施する次の各号に規定する試験及び評価は、特別学習を受講しなければ受けることができない。

- (1) 規則第16条に基づき実施する再試験
- (2) 規則第20条に基づき実施する再認定試験
- (3) 後期開講科目に対して規則第19条に基づき実施する追評価試験
- (4) 鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規11に規定される再評価

#### 附 則

- 1 この要項は、令和8年6月22日から施行する。
- 2 第5条第1号及び第2号に規定する試験については、令和9年4月1日以降に実施する試験から、第5条の規定を適用する